

資料 2.

災害対策の取組状況について

高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者 支援マニュアル (H28.3策定、R5.3改定)

資料 2

重点継続要医療者とは

医療ケアの中断が生命の維持に関わる慢性疾患患者

①在宅人工呼吸器使用者 ②在宅酸素療法者 ③人工透析患者

マニュアル改定の背景

重点継続要医療者は、災害時の停電による機器の不具合や、服薬や医療処置の中断により病状悪化が起こる可能性がある。

そのため、地震や風水害などのさまざまな災害に遭遇しても療養生活が継続できるよう、患者・家族・療養を支えている関係者とともに、日ごろからの備えや医療ケアが継続できる体制の整備が必要

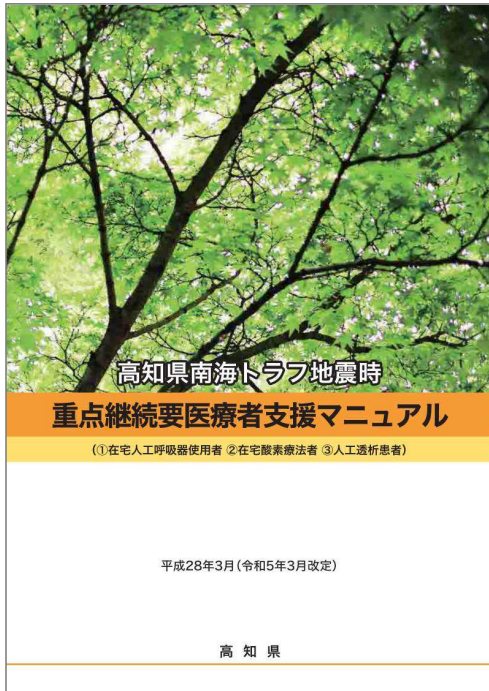
計画の位置づけ

高知県災害時医療救護計画を補完するもの

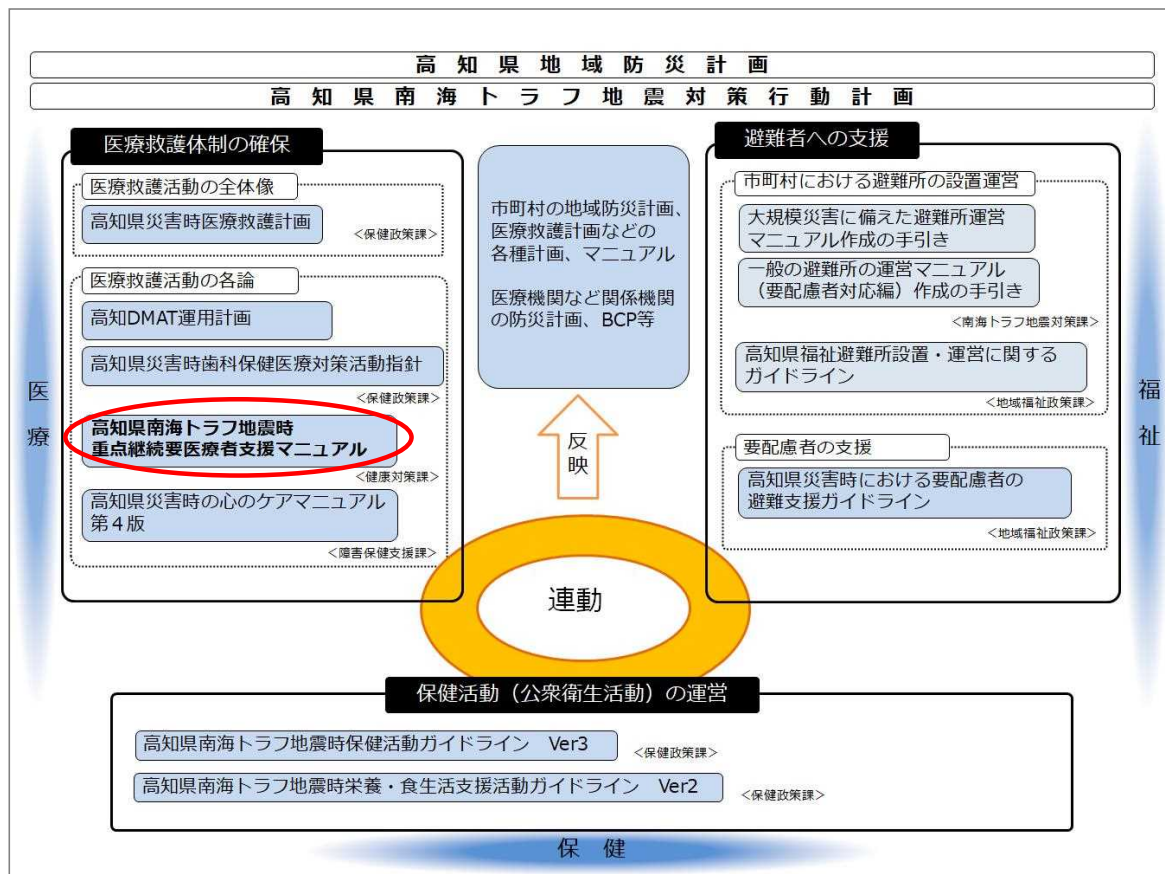
目的

南海トラフ地震などの災害に備えるものとし、

- ・災害時個別支援計画の作成等にかかる支援体制の構築
 - ・医療救護体制の整備
- を目指す



南海トラフ地震対策における保健・医療・福祉に関する各種マニュアルの関連図



マニュアルに基づく取組内容

R5年度の取組

- ・ マニュアルに関する説明会の開催（対象：市町村）
- ・ 医療機器取扱業者との連絡会（対象：医療機器取扱業者、高知市保健所、各福祉保健所）
- ・ 災害時支援に関する研修会（対象：市町村、医療機関、介護支援事業所、訪問看護ステーション、医療機器取扱業者等の関係機関）
- ・ 災害時に備えた行政への情報提供にかかる同意書取得等（随時、年2回）
- ・ 災害時個別支援計画の作成支援
- ・ HOTステーション設置にかかる検討

R6年度の取組

- ・ 医療機器取扱業者との連絡会
- ・ 災害時に備えた行政への情報提供にかかる同意書取得等（随時、年2回）
- ・ 災害時個別支援計画の作成支援
- ・ HOTステーション設置にかかる検討

R7年度からR9年度の取組予定（第6期南海トラフ地震対策行動計画）

- ・ R6年度と同様の事業を実施予定（下記については強化を図っていく予定）
- 災害時に備えた行政への情報提供にかかる同意書取得（事業見直し、療養者等への広報強化）
- HOTステーション設置希望がある市町村への支援
- 在宅酸素療法者への迅速かつ安定的な酸素供給にかかる医療機器取扱業者との協定締結の検討
- 在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画作成率100%に向けた市町村支援及び訓練による実行性の確保

災害時個別支援計画の作成状況等について

在宅人工呼吸器使用者

基準日	在宅人工呼吸器 使用者数	市町村における把握済み者				
		市町村における把握済み者	災害時個別支援計画 作成済み	個別避難計画作成済み	災害時個別支援計画 未作成	個別避難計画作成済み
R5.9.1	164	65	31	21	34	9
R6.3.31	160	67	38	23	29	9

在宅酸素療法者

基準日	在宅酸素 療法者数	市町村における把握済み者				
		市町村における把握済み者	災害時個別支援計画 作成済み	個別避難計画作成済み	災害時個別支援計画 未作成	個別避難計画作成済み
R5.9.1	1118	522	83	59	439	78
R6.3.31	1128	449	136	55	313	63

HOTステーションの設置等、酸素供給体制の整備について

今年度の予定

モデル市町村を設定し、関係機関と課題整理や具体的な設置場所を検討する

⇒（目指す姿）各保健医療圏域で1か所以上（医療機関又は福祉避難所・避難所等）の設置（R6からR8年度末頃）

HOTステーションの考え方等（マニュアルP45、P46より引用）

発災時、在宅酸素療法者は停電等により酸素濃縮器を作動することができなくなった場合、必要に応じて呼吸法の実践や予備ボンベ、自家発電機を使用しますが、停電が長時間に及ぶことが予測される場合に、医療機関・ホテル・（福祉）避難所等に酸素濃縮器を設置し、在宅酸素療法者避難所（HOTステーション）を開設します。

〈HOTステーションの対象になると考えられる方〉

在宅酸素療法者のうち、主に自力歩行可能で緊急性の高い外傷・合併症がない患者、あるいは医療者を通してトリアージで「緑」と判定された患者。すなわち軽症レベルであり、通常の酸素療法を確保できれば問題ないと考えられる方

〈HOTを受けるため必要な情報〉 疾患名や酸素流量、服薬している薬などの情報

〈開設場所の想定〉 医療機関もしくは医療機関との連携が可能な場所かつ、電源確保が可能で、火気の取扱いがない場所

〈開設の判断の目安〉 発災後3日目以降（発災時の道路事情や酸素濃縮装置の供給・運搬状況、停電の復旧状況等による）

なお、HOTステーションは保健医療圏域ごとに1か所以上は開設する想定とします。

また、HOTステーションの開設にかかる効果的・効率的方法や在宅酸素療法者にかかる支援体制を県内に展開するため、県はモデル事業を実施するなどして、市町村等とともに取り組みます。

発災時は、市町村災害対策本部（高知市の場合は保健医療調整高知市支部のことを指す。以下、同様とする）、県保健医療支部、県保健医療本部は道路状況や酸素濃縮器の供給状況等を踏まえ、医療機関、医療機器取扱業者等と連携してHOTステーションを開設します。

現在の整備状況、検討状況等

・幡多福祉保健所管内において、救護病院における酸素療法者の受入体制が整備された（1市1町）

・HOTステーション設置にかかる市町村の意向の確認（随時）